

提出書類一覧

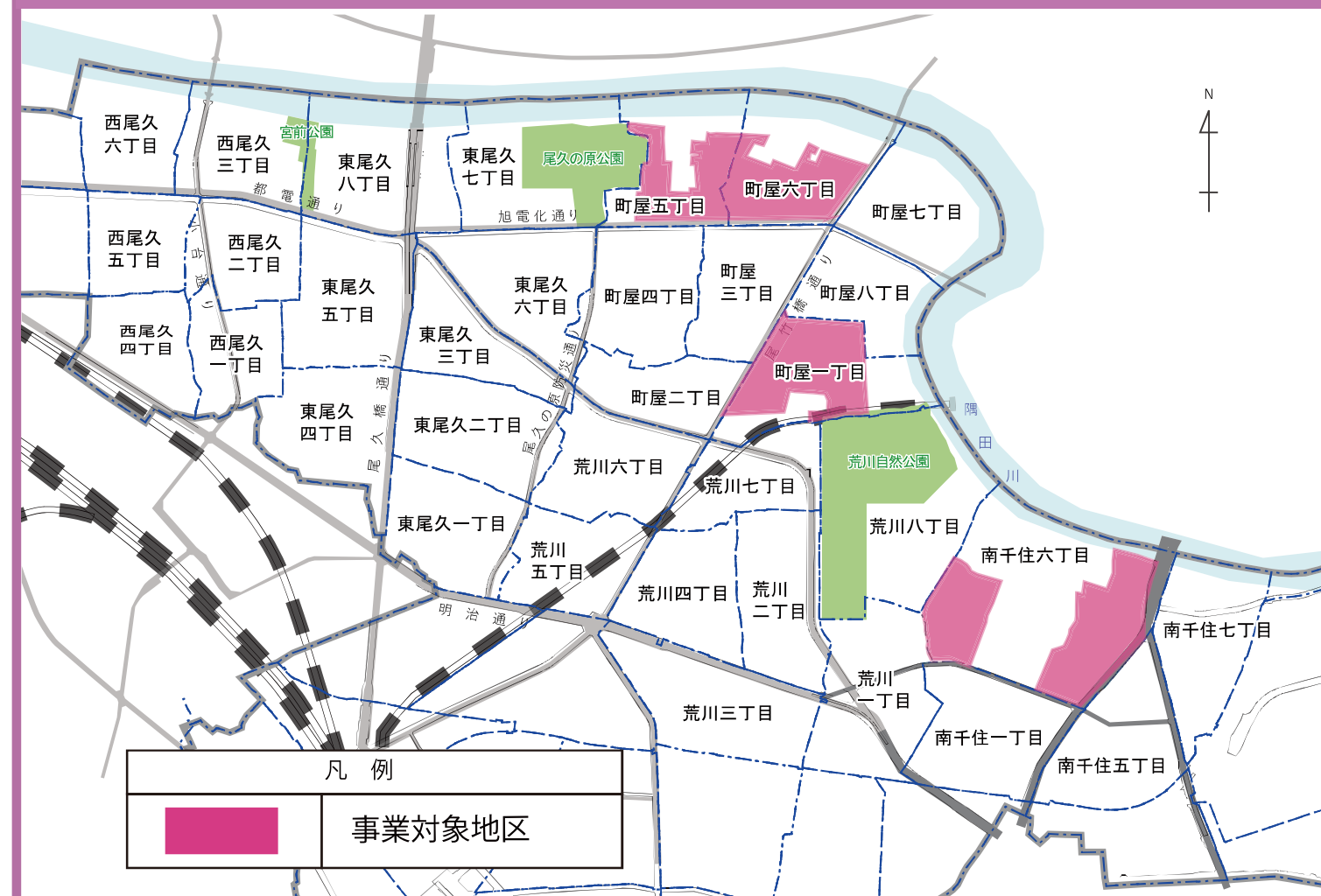
整備地域 不燃化集中促進事業助成金

支援制度のご案内

提出書類			提出部数	第8条 内定申請書 (第1号様式)	第10条 建築計画報告書 (第5号様式)	第11条 変更承認申請書 (第6号様式)	第14条 完了報告 交付申請書 (第11号様式)
共通	中小企業等の場合	現在事項全部証明書(原本又は写し)	1部	○			
		法人住民税納税証明書(原本又は写し) (直近、1年分の納めるべき額をすべて納付していることを確認できるもの)	1部	○			
	個人の 場合	申請者が複数の場合	1部	○※			
		代表者承諾書					
		住民税納税証明書(原本又は写し) (直近、1年分の納めるべき額をすべて納付していることを確認できるもの)	どちらか 1部	○			
		直近の非課税証明書(原本又は写し)					
		国民健康保険料納付済額証明書(直近、1年分の納めるべき額をすべて納付していることを確認できるもの)(原本又は写し)	いずれか 1部	○※			
		建物全部事項証明書(原本) (建物が登記されていない場合は、固定資産税評価証明書等(原本)を提出) ※現況建物が建物全部事項証明書又は固定資産税評価証明書等の記載内容と異なる場合は、区に相談すること。	1部	○			
	木造以外の建物の場合	老朽建築物調査結果報告書の写し	1部	○※			
	土地所有者が申請する場合	建築物除却承諾書 ※建物所有者(所有者が複数ある場合は、建物所有者の代表者)の印鑑証明書(原本又は写し)を添付すること	1部	○※			
		土地全部事項証明書(原本)	1部	○※			
除却助成	除却工事費の見積書の写し		1部	○		○※	
	現況写真		1部	○			
	除却工事の工程表		1部	○		○※	
	除却後の写真		1部				○
	除却工事費の支払を証明するもの(領収書等の写し)		1部				○
	除却が完了したことを証するもの (登記完了証又は建物の閉鎖事項証明書(原本又は写し)) ※建物に登記されていない場合は、除却工事業者の発行する建物滅失証明書等(原本)		1部				○
	受領委任の場合	委任状	1部				○
		請求書の写し (申請者宛てに発行された除却工事全額の請求書の写し)	1部				○
		除却工事費の支払を証明するもの(領収書等の写し) (助成対象金額以外で申請者が支払った領収書等の写し)	1部				○
	その他			○※	○※	○※	○※

※ 必要に応じて提出

事業対象地区



- 町屋一丁目
3～18番、22番、24～35番、36番の一部
- 町屋五丁目
1～8番、10～11番、12番の一部、13～16番、17番の一部、18番
- 町屋六丁目
1～21番、23～26番、29番の一部、30～31番
- 南千住六丁目
1～36番、46～66番、67番の一部、69～71番

お問合せ先

〒116-8501
東京都荒川区荒川2-11-1
荒川区 防災都市づくり部 住まい街づくり課
防災街づくり係
電話03-3802-4079 (直通)



不燃化集中促進事業 助成金支援制度のご案内

専門家に
相談したい

▶▶▶ 専門家を無料にて派遣します

 専門家派遣を利用できる方

以下の所有者等、または以下が存する土地の所有者等

1. 木造建築物で耐用年数の3分の2を経過したもの
(住宅の場合、築15年以上)
2. 非木造建築物で昭和56年5月31日以前に建築されたもの

 派遣できる専門家

建築士、弁護士、税理士、
司法書士、土地家屋調査士、
ファイナンシャルプランナー



ご相談の流れ



古い建物を
解体したい

解体工事費を助成します

建物の要件

1. 木造建築物で耐用年数の3分の2を経過したもの（住宅の場合、築15年以上）
2. 非木造建築物で昭和56年5月31日以前に建築され、区が危険と判定したもの

助成対象者の要件

1. 建物所有者、又は当該建物が存する土地の所有者
 2. 個人又は中小企業等（宅地建物取引業者除く）
 3. 住民税・国民健康保険料等を滞納していないこと
- ※土地所有者が申請する場合は、建物所有者の承諾が必要です。



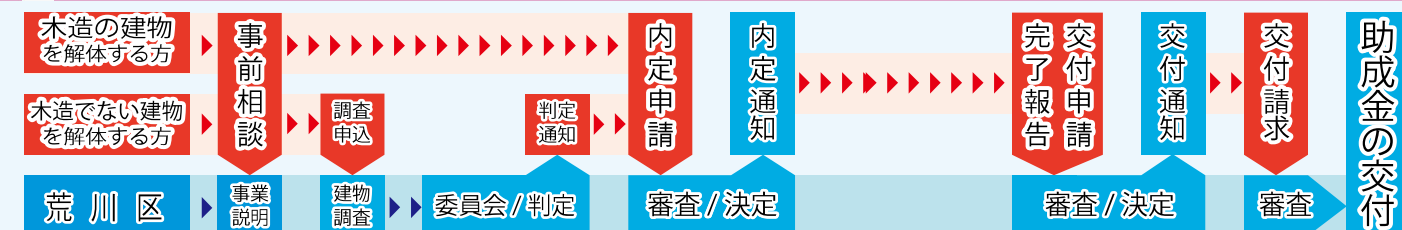
助成の内容

解体工事費

解体する建物の延べ面積 **1㎡あたり26,000円**を
上限とし、延べ面積500㎡を限度。
なお、消費税相当額は除く。



手続きの流れ



※ご注意…必ず事前相談を行ってください。内定前に工事に着手してしまうと、助成金の交付を受けられません。

荒川区では、震災時の大規模な市街地火災の発生などを防ぐため、局所的に不燃化が進まない地区において、不燃化集中促進事業を実施し、古い木造建物の解体や建替え費用の一部を助成します。

この機会に、ぜひご活用ください。

古い木造建物を
建替えたい

[illegible]

建物の要件

- ◆解体する建物
耐用年数の3分の2を経過した
木造建築物
(住宅の場合、築15年以上)

助成対象者の要件

1. 新築する建物の建築主
2. 個人又は中小企業等
(宅地建物取引業者除く)
3. 住民税・国民健康保険料等を滞納
していないこと



助成の内容

解体工事費

解体する建物の延べ面積 **1㎡あたり26,000円**を
上限とし、延べ面積500㎡を限度。
なお、消費税相当額は除く。



設計・工事監理費
の一部

- ◆戸建て建替え
戸建ての建築に必要な設計・工事監理に要する費用とし、
1階から3階までの床面積に応じて要綱に定める額を助成。
- ◆共同建替えの場合
共同住宅等の建築に必要な設計・工事監理に要する費用とし、
1階から3階までの床面積に応じて要綱に定める額を限度として助成。

～助成額の詳細は、交付要綱をご覧ください、荒川区住まい街づくり課防災街づくり係までお問合せください～

手続きの流れ



※ご注意…必ず事前相談を行ってください。内定前に工事に着手してしまうと、助成金の交付を受けられません。